

※開札日ごとに質問があった場合のみ回答を掲載します。

開札日 令和8年5月14日

No.	伊勢崎市案件番号上10桁(台帳番号)	件名	設計書仕様書等の頁番号	質問	回答	備考(管理番号)
1	5082100009	境小学校南・中学校舎長寿命化改修工事設計業務委託	NO.7	施設業務委託仕様書、4業務概要に「設計内容は伊勢崎市学校施設長寿命化計画(個別施設計画)に基づき、改修により築後80年及び今後30年以上使用できる施設を目標に設計を行うこと」と記載があります。又、設計の与条件「長寿命化改修の基本的な改修方針」に「必ず実施する工事」と「学校施設の目指すべき姿を実現するための具体的な取組」の記載があり、※にて原則実施する工事と表記されています。学校施設の目指すべき姿を実現するための具体的な取組は、今回の改修工事でどこまで反映させるのでしょうか。担当者と打合せを行い、それぞれの項目を確認し実施の有無を決めものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおり。	000972
2	5082100009	境小学校南・中学校舎長寿命化改修工事設計業務委託		今回の長寿命化改修でエレベーターを設置すると考えて宜しいでしょうか。また、エレベーターシャフトは既存校舎面にEXP-Jにて設置と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 なおエレベーターの設置場所は、既存校舎の内部を想定しています。	000972
3	5082100009	境小学校南・中学校舎長寿命化改修工事設計業務委託	NO.6	「実施設計業務委託仕様書」内に、耐震診断済で耐震性有りと記載があります。耐震補強は不要と考えて宜しいでしょうか	貴見のとおり。	000972
4	5082100009	境小学校南・中学校舎長寿命化改修工事設計業務委託	NO.15・16	工事範囲に職員室や保健室ありますが、工事期間中に仮設校舎、及び渡り廊下を設置して対応すると考えて宜しいでしょうか。その場合、仮設校舎として対応する諸室をお示し願います。もしくは既存校舎の空き教室等を利用しながら工事を行うと考えるのでしょうか。	空き教室等の利用については、学校側との打ち合わせによります。既存校舎の利用ができない場合は、工事範囲内にある管理諸室、普通教室は、渡り廊下で接続した仮設校舎で対応を考えています。	000972
5	5082100009	境小学校南・中学校舎長寿命化改修工事設計業務委託		「伊勢崎市学校施設長寿命化計画(個別施設計画)」内で、H28年に校舎トイレ改修工事が実施されているようです。今回の改修範囲外と考えてよろしいでしょうか。多目的トイレを新たに設置する考えでしょうか。	校舎内トイレは改修範囲外です。また、多目的トイレの設置は不要です。	000972
6	5082100009	境小学校南・中学校舎長寿命化改修工事設計業務委託		空調換気設備改修は今回の改修範囲外と考えてよろしいでしょうか。	空調換気設備改修は改修範囲内です。改修箇所は協議によります。	000972

7	5082100009	境小学校南・中校舎長寿命化改修工事設計業務委託		照明設備LED化改修は今回の改修範囲外と考えてよろしいでしょうか。	照明設備はLED化工事を実施するため、長寿命化改修工事では撤去、再取付となります。	000972
8	5082100009	境小学校南・中校舎長寿命化改修工事設計業務委託		既存施設の図面(建築意匠・構造、電気設備、機械設備)は借用できますでしょうか。又、改修工事や空調工事などを行った履歴、改修図は借用できますでしょうか。確認申請書、確認済証は借用できますでしょうか。	図面等は貸出できます。参考に、南校舎、中校舎は建設工事の図面(意匠、構造、電気、機械)。北校舎は平成25年の耐震改修工事の竣工図があります。	000972
9	5082100010	広瀬小学校中校舎長寿命化改修工事設計業務委託	NO.7	施設設計業務委託仕様書、4業務概要に「設計内容は伊勢崎市学校施設長寿命化計画(個別施設計画)に基づき、改修により築後80年及び今後30年以上使用できる施設を目標に設計を行うこと」と記載があります。又、設計の与条件「長寿命化改修の基本的な改修方針」に「必ず実施する工事」と「学校施設の目指すべき姿を実現するための具体的な取組」の記載があり、※にて原則実施する工事と表記されています。学校施設の目指すべき姿を実現するための具体的な取組は、今回の改修工事どこまで反映させるのでしょうか。担当者と打合せを行い、それぞれの項目を確認し実施の有無を決めものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおり。	000969
10	5082100010	広瀬小学校中校舎長寿命化改修工事設計業務委託		「伊勢崎市学校施設長寿命化計画(個別施設計画)」内で、エレベーターがR5年に設置されていると記載されています。そのため、今回の長寿命化改修に含まないと考えて宜しいでしょうか。また、その場合、日影図、電波障害予測調査、中高層建築物の届出書の作成・手続きは不要と考えて宜しいでしょうか。	エレベーターの設置は不要です。仮設校舎の基本設計に伴う図書は作成してください。	000969
11	5082100010	広瀬小学校中校舎長寿命化改修工事設計業務委託	NO.6	「実施設計業務委託仕様書」内に、耐震診断済で耐震性有りと記載があります。耐震補強は不要と考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおり。	000969
12	5082100010	広瀬小学校中校舎長寿命化改修工事設計業務委託	NO.15~17	主に普通教室棟の改修になりますが、工事期間中に仮設校舎、及び渡り廊下を設置して対応するのはいかがでしょうか。その場合、仮設校舎として対応する諸室、スペースをお示し願います。もしくは既存校舎の空き教室等を利用しながら工事を行うのはいかがでしょうか。	既存校舎の空き教室の利用については、学校との協議によります。仮設校舎の設置は必要になります。	000969

13	5082100010	広瀬小学校中校舎長寿命化改修工事設計業務委託		「伊勢崎市学校施設長寿命化計画(個別施設計画)」内で、R2年に空調設備の更新(管理諸室)を行っているようですが、今回の改修範囲に、空調設備の改修は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	管理諸室系統は含みません。普通教室系統については、更新の可否を協議します。	000969
14	5082100010	広瀬小学校中校舎長寿命化改修工事設計業務委託		「伊勢崎市学校施設長寿命化計画(個別施設計画)」内で、H28年に校舎トイレ改修工事が実施されているようです。今回の改修範囲外と考えてよろしいでしょうか。多目的トイレを新たに設置する考えはありますでしょうか。	校舎内トイレは改修範囲外です。また、多目的トイレの設置は不要です。	000969
15	5082100010	広瀬小学校中校舎長寿命化改修工事設計業務委託		照明設備LED化改修は今回の改修範囲外と考えてよろしいでしょうか。	照明設備はLED化工事を実施するため、長寿命化改修工事では撤去、再取付となります。	000969
16	5082100010	広瀬小学校中校舎長寿命化改修工事設計業務委託		既存施設の図面(建築意匠・構造、電気設備、機械設備)は借用できますでしょうか。又、改修工事や空調工事などを行った履歴、改修図は借用できますでしょうか。確認申請書、確認済証は借用できますでしょうか。	図面等は貸出できます。参考に、平成26年度の耐震補強工事(平面図、立面図、一部断面図、一部展開図(補強部))の図面があります。	000969
17	5083100059	小学校・特別支援学校新入児童用水筒	4 物品内容(4) 規格等	1色以上のカラーパリエーションとは、1色でも良いと理解してもよろしいでしょうか。	貴見のとおり。	000866
18	5083100060	三郷小学校外小中学校楽器	No.6 15	KOROGIソプラノ幹音の納期が受注後3か月前後かかります。7月17日の納入期限に間に合わないの、期限の延長は可能でしょうか。	原則として納入期限内での納品をお願いしますが、状況に応じて納入期限については協議いたします。	000839
19	5083100060	三郷小学校外小中学校楽器	No.6 23	KOROGIシロフォンの納期が受注後2か月前後かかります。7月17日の納入期限を過ぎてしまうので、遅れて納品してもよろしいでしょうか。または、期限の延長も可能でしょうか。	No.18参照	000839
20	5083100060	三郷小学校外小中学校楽器	No.3 A15	こちらの商品は受注生産品となり、納期が受注後3か月となっておりますので7月17日の履行期間に間に合いません。期限の延長は可能でしょうか。	No.18参照	000839
21	5083100060	三郷小学校外小中学校楽器	No.4 B6	こちらの商品は受注生産品となり、納期が受注後2か月となっておりますので7月17日の履行期間に間に合うお約束ができません。期限の延長は可能でしょうか。	No.18参照	000839

22	5084100043	令和8年度ストレスチェック業務委託(単価契約)	-	参考までに昨年の受検率をご教示ください。	令和7年度の受検率は98%です。	000819
23	5084100043	令和8年度ストレスチェック業務委託(単価契約)	5	9実施方法イについて、今回Webでのご用意となりますが、メールアドレスは無しという理解でよろしいでしょうか？	貴見のとおり。	001002
24	5084100043	令和8年度ストレスチェック業務委託(単価契約)	6	「ウ 納品物」について、ストレスチェックの受検はWebだが、ログイン情報等①～④を紙媒体で用意し、各所属毎に封筒に入れ発送するという理解でよろしいでしょうか？	貴見のとおり。	001002
25	5084100043	令和8年度ストレスチェック業務委託(単価契約)	6	上記の納品先は何カ所になりますか？	3か所です。 設計書仕様書等の4ページ、「5 履行場所」のとおりです。	000966
26	5084100043	令和8年度ストレスチェック業務委託(単価契約)	6	4「ストレスチェック個人結果様式の作成・納品」について、イ①の個人宛ストレスチェック結果通知文は、Web受検の個人結果画面に反映するものという理解でよろしいでしょうか？または紙媒体で納品が必要な想定でしょうか？	貴見のとおり。紙媒体での納品は必要ありません。	000892
27	5084100043	令和8年度ストレスチェック業務委託(単価契約)	7	分析単位ごとの報告データ(電子データ)を貴市指定のフォーマットに入力とありますが、フォーマットが事前にどのようなものを拝見することは可能でしょうか？	可能です。	000892
28	5084100043	令和8年度ストレスチェック業務委託(単価契約)	7	オ所属長向け実施結果の報告(研修)について、動画ファイルの形式はmp4等で問題ないでしょうか？	貴見のとおり。	000892
29	5084100043	令和8年度ストレスチェック業務委託(単価契約)	P7 9(5)オ	職場環境改善のための研修のオンラインは1時間という認識でお間違いございませんでしょうか。	30分～1時間を想定しています。	000892

30	5084100043	令和8年度ストレスチェック業務委託(単価契約)	P14 1(2)イ	P18にある評価項目別平均に使われている数値は、尺度ごとに素点換算評価点の1~5点になった人数を割合(整数)で示す認識でよろしいでしょうか。	P18の報告書については、実施機関が推奨する様式で可です。打合せの段階で本市に提示をお願いします。	000892
31	5086100008	市民体育館移動式バスケットゴールリース(債務負担行為)		契約書式・契約約款は、「貴市用意のもの」と「受注者用意のもの」どちらになりますでしょうか。「貴市用意のもの」の場合、契約書式・契約条項を事前にお示しただけになりますでしょうか。また、入札後の契約締結前に契約書・契約約款の内容は協議できますでしょうか。	契約書式・契約約款は、伊勢崎市の所定の様式となります。回答別紙1「契約書」をご参照ください。また、契約締結前に契約書・約款の内容について協議はできますが、受注者(リース会社)の要望を全てお応えすることは約束できません。協議がまとまらない場合は、発注者(伊勢崎市)の書式とします。	000949
32	5086100008	市民体育館移動式バスケットゴールリース(債務負担行為)		万が一になりますが、部品の入荷等の状況により納期遅延が生じた場合、指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等のペナルティは無く、貸借人に責任はない認識でよろしいでしょうか。	受注者たる貸借人は、その責めに帰することができない事由により履行開始までに物件を引き渡すことができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅延なく、その理由を付して履行開始日の延長を求め、協議することができません。なお、本契約の責任については受注者たる貸借人が負うものとします。	000949
33	5086100008	市民体育館移動式バスケットゴールリース(債務負担行為)	仕様書.12	本件、契約満了時は無償譲渡となりますが固定資産税を含むと記載がございます。入札価格への影響を鑑み、固定資産税の費用を賃貸借料から除外させていただくことは可能でしょうか。	当該物品に係る固定資産税の取扱いについては、課税対象外であるため、リース料には含めないものとします。なお、本件については本取扱いを適用するものとします。	000949
34	5086100008	市民体育館移動式バスケットゴールリース(債務負担行為)	仕様書.13	既存機器処分についても費用に含むとのことですが、既存機器についても契約満了時は無償譲渡で納入となった機器になりますか。また、お分かりでしたら既存機器の型式をお聞きしてもよろしいでしょうか。	既存機器のうち2対につきましては、ご認識のとおりですが、1対につきましては現時点で確認が取れておらず不明です。また、当該機器の型式を確認いたしました。特定に至っておりません。	000949
35	5086100008	市民体育館移動式バスケットゴールリース(債務負担行為)		貴市事由での契約解除の場合の損害は残金一括清算頂ける認識で問題ないでしょうか。	ご質問にあるような事態が生じた場合は、別途協議を行うこととします。	000949
36	5086100008	市民体育館移動式バスケットゴールリース(債務負担行為)	仕様書12	動産総合保険は一般的な逓減方式でよろしいでしょうか。	貴見のとおり。	000949
37	5086100008	市民体育館移動式バスケットゴールリース(債務負担行為)	仕様書12	地震等の動産総合保険が適用されない事象が発生した場合の修理費は貴市負担の認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおり。	000949

38	5086100008	市民体育館移動式バスケットゴールリース(債務負担行為)	仕様書12	無償譲渡ですが、本件については固定資産税が含まれる認識でよろしいでしょうか。	当該物品に係る固定資産税の取扱いについては、課税対象外であるため、リース料には含めないものとします。なお、本件については本取扱いを適用するものとします。	000949
39	5086100008	市民体育館移動式バスケットゴールリース(債務負担行為)		本契約に保守は含まれない認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおり。	000949
40	5086100008	市民体育館移動式バスケットゴールリース(債務負担行為)		大規模な天災等が発生した場合の納期遅延については協議可能でしょうか。	受注者たる貸借人は、その責めに帰することができない事由により履行開始までに物件を引き渡すことができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅延なく、その理由を付して履行開始日の延長を求め、協議することができます。なお、本契約の責任については受注者たる貸借人が負うものとします。	000949
41	5086100008	市民体育館移動式バスケットゴールリース(債務負担行為)	No.4(内訳書)	各物件の金額の内訳をご提示いただけますでしょうか。	回答できません。	000949
42	5086100008	市民体育館移動式バスケットゴールリース(債務負担行為)	仕様書3	パンデミックや半導体不足等により調達物資の納品遅延が万が一発生した場合には、物件は納品業者が調達するため、リース会社にペナルティ等は発生せず、賃貸借開始日を延長する等のご対応でよろしいでしょうか。	受注者たる貸借人は、その責めに帰することができない事由により履行開始までに物件を引き渡すことができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅延なく、その理由を付して履行開始日の延長を求め、協議することができます。なお、本契約の責任については受注者たる貸借人が負うものとします。	000949
43	5086100008	市民体育館移動式バスケットゴールリース(債務負担行為)	仕様書5	本件リース料については、請求書が到着してから30日以内にお支払いいただけますでしょうか。	請求書を受理した日から起算して30日以内に支払います。	000949
44	5086100008	市民体育館移動式バスケットゴールリース(債務負担行為)	仕様書12(2)	本件について、物件は無償にて譲渡することとなっておりますが、固定資産税の納付義務はリース会社には無いという認識で宜しいでしょうか。	当該物品に係る固定資産税の取扱いについては、課税対象外であるため、リース料には含めないものとします。なお、本件については本取扱いを適用するものとします。	000949
45	5086100008	市民体育館移動式バスケットゴールリース(債務負担行為)	仕様書13(4)	契約不適合責任について、使用日開始以前に係る契約不適合責任は賃貸人ではなく貴市指定の納入会社様にあるとの認識で宜しいでしょうか。	契約不適合が発生した場合は、納入会社を含め3者で協議しますが、履行責任は受注者たる賃貸人が負うものとなります。なお、納入会社の指定はしておりません。	000949
46	5086100008	市民体育館移動式バスケットゴールリース(債務負担行為)	仕様書13(4)	本件に保守は含まれていないため、物件の故障や障害時には貴市と保守会社で直接ご対応いただけるという認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおり。	000949

47	5086100008	市民体育館移動式バスケットゴールリース(債務負担行為)	仕様書13(4)	万が一予算削除や減額があった場合には残賃貸借料のお支払いについてはご協議頂けるという認識で宜しいでしょうか。また、過去に同様の理由で契約解除と至ったことはありませんでしょうか。	ご質問にあるような事態が生じた場合は、別途協議を行うこととします。なお、体育館器具のリース案件について、過去に同様の理由で契約解除に至った事案はありません。	000949
48	5086100009	華蔵寺公園遊園地ウォーターシューティングライドリース(債務負担行為)		契約書式・契約約款は、「貴市用意のもの」と「受注者用意のもの」どちらになりますでしょうか。「貴市用意のもの」の場合、契約書式・契約条項を事前にお示しいただけますでしょうか。また、入札後の契約締結前に契約書・契約約款の内容は協議できますでしょうか。	契約書式・契約約款は、伊勢崎市の所定の様式となります。回答別紙2「契約書」をご参照ください。また、契約締結前に契約書・約款の内容について協議はできますが、受注者(リース会社)の要望を全てお応えすることは約束できません。協議がまとまらない場合は、発注者(伊勢崎市)の書式とします。	000883
49	5086100009	華蔵寺公園遊園地ウォーターシューティングライドリース(債務負担行為)		万が一になりますが、部品の入荷等の状況により納期遅延が生じた場合、指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等のペナルティは無く、賃貸人に責任はない認識でよろしいでしょうか。	納品遅延が発生した場合、リース会社様にペナルティが生じることはなく、賃貸借開始日について市、リース会社様と納入業者の3者協議により調整するものとします。	000883
50	5086100009	華蔵寺公園遊園地ウォーターシューティングライドリース(債務負担行為)	仕様書.5	本件リース物件製造販売者様のお問合せ先をお聞きしてもよろしいでしょうか。	回答できません。	000883
51	5086100009	華蔵寺公園遊園地ウォーターシューティングライドリース(債務負担行為)	No.2(内訳書)	各物件の金額の内訳をご提示いただけますでしょうか。	回答できません。	000883
52	5086100009	華蔵寺公園遊園地ウォーターシューティングライドリース(債務負担行為)	仕様書4	パンデミックや半導体不足等により調達物資の納品遅延が万が一発生した場合には、物件は納品業者が調達するため、リース会社にペナルティ等は発生せず、賃貸借開始日を延長する等のご対応でよろしいでしょうか。	No.49参照。	000883
53	5086100009	華蔵寺公園遊園地ウォーターシューティングライドリース(債務負担行為)	仕様書7	本件リース料については、請求書が到着してから30日以内にお支払いいただけますでしょうか。	意見のとおり。	000883
54	5086100009	華蔵寺公園遊園地ウォーターシューティングライドリース(債務負担行為)	仕様書8	契約不適合責任について、使用日開始以前に係る契約不適合責任は賃貸人ではなく貴市指定の納入会社様にあるとの認識で宜しいでしょうか	契約不適合が発生した場合は、納入会社を含め3者で協議しますが、履行責任は受注者たる賃貸人が負うものとなります。	000883

55	5086100009	華蔵寺公園遊園地ウォーターシューティングライドリース(債務負担行為)	仕様書8	本件に保守は含まれていないため、物件の故障や障害時には貴市と保守会社で直接ご対応いただけるという認識でよろしいでしょうか。	意見のとおり。	000883
56	5086100009	華蔵寺公園遊園地ウォーターシューティングライドリース(債務負担行為)	仕様書8	万が一予算削除や減額があった場合には残賃貸借料のお支払いについてはご協議頂けるという認識で宜しいでしょうか。また、過去に同様の理由で契約解除と至ったことはありませんでしょうか。	別途協議いたします。過去に同様の理由で契約解除となったことはありません。	000883
57	5086100009	華蔵寺公園遊園地ウォーターシューティングライドリース(債務負担行為)	工事仕様書	建設業法等に抵触する工事が含まれる場合、貴市指定の納入事業者が当該業務を担当するため、リース会社に建設業法上の許可は必要ないとの認識でよろしいでしょうか。	意見のとおり。	000883
58	5086100009	華蔵寺公園遊園地ウォーターシューティングライドリース(債務負担行為)	工事仕様書	「条件に変更が生じる場合は別途協議する。」と記載がございますが、協議の結果として、費用の増減が生じた場合は、リース料金についても別途ご協議いただける、という認識でよろしいでしょうか。	意見のとおり。	000883

No. 31 回答 回答別紙 1 「契約書」

契 約 書

伊勢崎市長（以下「賃借人」という。）と（以下「賃貸人」という。）は、下記条項により市民体育館移動式バスケットゴールリース（債務負担行為）の賃貸借契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 この契約は、賃貸人が別紙仕様書に定める移動式バスケットゴールの物件（以下「物件」という。）を賃借人の使用に供し、賃借人はこの契約の条項に従って物件を賃貸人から借り受けることを目的とする。

2 この契約の履行に関して賃借人と賃貸人との間で用いる言語は、日本語とする。

3 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

4 この契約の履行に関して賃借人と賃貸人との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）の定めるところによる。

5 この契約書における期間の定めについては、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）及び商法（明治 3 2 年法律第 4 8 号）の定めるところによる。

6 この契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

7 この契約に係る訴訟については、賃借人の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（賃貸借期間）

第 2 条 物件の賃貸借期間は、令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 3 年 9 月 3 0 日までとする。

（設置場所）

第 3 条 この契約の対象となる物件の設置場所は、伊勢崎市民体育館とする。

（賃貸借料金）

第 4 条 物件の賃貸借料金は、次のとおりとする。

賃貸借料金	¥	円
	（うち消費税及び地方消費税の額 ¥ 円）	

（賃貸借料金の支払）

第 5 条 前条の賃貸借料金は、賃貸借期間中 6 0 回の分割払（令和 8 年度は 6 回、令和 9 年度から令和 1 2 年度までは各年度とも 1 2 回、令和 1 3 年度は 6 回とする。）とし、各年度の支払額は次のとおりとする。

年度	賃貸借料金	うち消費税	年度	賃貸借料金	うち消費税
令和 8	円	円	令和 1 1	円	円
令和 9	円	円	令和 1 2	円	円
令和 1 0	円	円	令和 1 3	円	円

2 貸貸人は、請求書により、貸貸借料金の支払を使用月の末日に請求する。賃借人は、これを受領した日から起算して30日以内に貸貸借料金を支払うものとする。

3 賃借人は、自己の責めに帰すべき事由により、貸貸借料金の支払を遅延した場合は、貸貸人に対し、前項の満了日から支払日までの日数に応じて、支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく率の割合を乗じて計算した遅延利息を加算して支払う。

（権利義務の譲渡等）

第6条 貸貸人は、この契約を他に承継せしめ、及びこの契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、賃借人の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第7条 貸貸人は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ、賃借人の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（監督職員及び主任担当者）

第8条 賃借人は、この契約の履行について、自己に代わって監督し、及び指示する監督職員を定め、また、貸貸人は、業務履行の管理をつかさどる主任担当者を定め、それぞれ書面により通知するものとする。これらの者を変更したときも、また同様とする。

（業務の調査等）

第9条 賃借人は、必要があると認めるときは、貸貸人に対して契約の履行状況について調査し、又は報告を求めることができる。

（秘密の保持等）

第10条 貸貸人又は賃貸人の要請により派遣された技術員等は、保守、管理等の実施その他この契約の履行に当たって知り得た賃借人の業務上の秘密等を外部に漏らし、及び他の目的に利用してはならず、特に、賃借人から業務処理のために預かった資料、データ等の保管・管理に万全を尽くし、外部に漏えいしてはならない。この契約が満了し、又は解除された後においても、また同様とする。

2 貸貸人は、賃貸人のこの契約の履行に従事する従業員についても前項の規定を遵守させるよう管理に万全を尽くさなければならない。この義務は、賃貸人の従業員の退職後も同様に遵守させなければならない。

3 貸貸人は、成果品（この契約の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

（業務内容の変更）

第11条 賃借人は、必要があると認めるときは、書面をもって貸貸人に通知し、業務内容を変更し、又は業務の全部若しくは一部を一時中止することができる。この場合において、

賃貸借料金又は賃貸借期間を変更する必要があるときは、賃借人と賃貸人とは協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、賃貸人が損害を受けたときは、賃借人はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、賃借人と賃貸人とは協議して定める。

3 賃借人は、前2項の協議に当たっては、賃貸人からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、賃貸人との間で協議が整わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(履行開始日の延期)

第12条 賃貸人の責めに帰することができない事由により賃貸借期間の始期までに物件を借り受けることができないことが明らかになったときは、賃貸人は、賃借人に対して遅滞なく、その理由を付して履行開始日の延期を求めることができる。この場合において、その延期日数は、賃借人と賃貸人とは協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第13条 業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のため生じた経費は、賃貸人が負担しなければならない。ただし、その損害の発生が賃借人の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 物件の欠陥により賃借人又は第三者に損害を与えたときは、賃貸人がその賠償の責めを負う。

(検査及び引渡し)

第14条 賃貸人は、物件を納入したときは、遅滞なくその旨を賃借人に通知しなければならない。

2 賃借人は、前項の通知を受領したときは、速やかに当該物件を検査するものとし、その検査に合格したときをもって、賃貸人からこの物件の引渡しを受けたものとみなす。

3 賃貸人は、前項の検査の結果補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

(公租公課)

第15条 この物件に係る公租公課は、賃貸人が負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第16条 賃貸人は、第14条第2項の引渡しの後に発見された物件の契約不適合を賃借人の指定する期限までに修補しなければならない。

2 賃借人は、前項の契約不適合の修補に代え、損害賠償の請求をすることができる。

(賃借人の解除権)

第17条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。また、賃借人が自己の都合によりこの契約を解除するときは、書面をもって

賃貸人に通告するものとする。

- (1) 賃貸人の責めに帰すべき事由により賃貸借期間の始期を過ぎても契約を履行しないとき、又は履行の見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、物件の引渡しをすべき期日を過ぎても引渡しを行わないとき、又は引渡しの見込みがないとき。
- (3) この契約の締結又は履行につき不正な行為があったとき。
- (4) この契約の履行に当たり、正当な理由なく、監督職員の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。
- (5) 第 6 条の規定に違反して賃貸借料債権を譲渡したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に賃貸借料債権を譲渡したとき。
- (8) 賃貸人が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（賃貸人が個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を、賃貸人が法人である場合はその役員、その支店又は常時賃貸借契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 賃貸人が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、賃借人が

賃貸人に対して当該契約の解除を求め、賃貸人がこれに従わなかったとき。

(9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するとき。

(10) 第19条第1項各号の規定に該当するとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、賃借人に損害を生じたときは、賃貸人は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、賃借人と賃貸人とが協議して定めるものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、賃借人は、必要があるときはその既済業務部分に対する契約金額相当額を支払うものとし、支払額は、賃借人と賃貸人とが協議して定めるものとする。

4 第1項後段の規定によりこの契約が解除された場合において、賃貸人に損害を与えたときは、賃借人は、その損害を賠償しなければならない。この場合の損害額は、賃借人と賃貸人とが協議して定めるものとする。

5 第1項前段の規定によりこの契約が解除された場合においては、賃貸人は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

（賃貸人の解除権）

第18条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、この契約を解除することができる。

(1) 第11条第1項の規定により、業務内容を変更したため、頭書の賃貸借料金が3分の2以上減少したとき。

(2) 賃借人が、この契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能となったとき。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第19条 賃貸人が、次の各号のいずれかに該当したときは、賃貸人は、賃借人の請求に基づき、賃貸借料金（この契約締結後、賃貸借料金の変更があった場合は、変更後の賃貸借料金）の10分の1に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、賃貸人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は賃貸人が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が賃貸人に対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当

該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第 6 3 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が賃貸人又は賃貸人が構成事業者である事業者団体（以下「賃貸人等」という。）に対して行われたときは、賃貸人等に対する命令で確定したものをいい、賃貸人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、同法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、賃貸人等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が賃貸人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、賃貸人（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 9 6 条の 6 又は独占禁止法第 8 9 条第 1 項若しくは第 9 5 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 賃貸人が前項の違約金を賃借人の指定する期間内に支払わないときは、賃貸人は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく率の割合で計算した額の遅延利息を賃借人に支払わなければならない。

3 賃貸人は、契約の履行を理由として、第 1 項の違約金を免れることができない。

4 第 1 項の規定は、賃借人に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、賃借人がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（履行遅滞の場合における違約金）

第 2 0 条 賃貸人の責めに帰すべき理由により賃貸借期間の始期に物件を借り受けることができない場合においては、賃借人は、延滞違約金の支払を賃貸人に請求することができる。

2 前項の延滞違約金の額は、引渡期限の翌日からこれを完了した遅延日数の賃貸借料相当分に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく率の割合を乗じて計算した額を加算した額とする。

（所有権の譲渡）

第 2 1 条 賃貸人は、この契約が賃貸借期間満了により終了したときは、物件を賃借人に無償

譲渡し、物件の所有権を賃借人に移転するものとする。

(保険)

第 2 2 条 賃貸人は、契約期間中、賃貸人の負担によりこの物件に対して動産総合保険を付与しなければならない。

(暴力団又は暴力団員等からの不当介入の排除)

第 2 3 条 賃貸人は、この契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から不当要求行為や介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、その旨について賃借人に報告するとともに警察署への届出を行わなければならない。

2 賃貸人は、下請負人が不当介入を受けた場合は、賃貸人に速やかに報告するよう下請負人に指示し、その旨について下請負人から報告を受けた場合は、賃借人へ報告するとともに警察署への届出を行わなければならない。

(補則)

第 2 4 条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて、賃借人と賃貸人とが協議しこれを定めるものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、賃借人賃貸人記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(賃借人) 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目 4 1 0 番地
伊勢崎市
伊勢崎市長 臂 泰 雄 印

(賃貸人)

印

No. 48 回答 回答別紙 2 「契約書」

2 貸貸人は、請求書により、貸貸借料金の支払を使用月の末日に請求する。賃借人は、これを受理した日から起算して30日以内に貸貸借料金を支払うものとする。

3 賃借人は、自己の責めに帰すべき事由により、貸貸借料金の支払を遅延した場合は、貸貸人に対し、前項の満了日から支払日までの日数に応じて、支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく率の割合を乗じて計算した遅延利息を加算して支払う。

（権利義務の譲渡等）

第6条 貸貸人は、この契約を他に承継せしめ、及びこの契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、賃借人の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第7条 貸貸人は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ、賃借人の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（監督職員及び主任担当者）

第8条 賃借人は、この契約の履行について、自己に代わって監督し、及び指示する監督職員を定め、また、貸貸人は、業務履行の管理をつかさどる主任担当者を定め、それぞれ書面により通知するものとする。これらの者を変更したときも、また同様とする。

（業務の調査等）

第9条 賃借人は、必要があると認めるときは、貸貸人に対して契約の履行状況について調査し、又は報告を求めることができる。

（秘密の保持等）

第10条 貸貸人又は賃貸人の要請により派遣された技術員等は、保守、管理等の実施その他この契約の履行に当たって知り得た賃借人の業務上の秘密等を外部に漏らし、及び他の目的に利用してはならず、特に、賃借人から業務処理のために預かった資料、データ等の保管・管理に万全を尽くし、外部に漏えいしてはならない。この契約が満了し、又は解除された後においても、また同様とする。

2 貸貸人は、賃貸人のこの契約の履行に従事する従業員についても前項の規定を遵守させるよう管理に万全を尽くさなければならない。この義務は、賃貸人の従業員の退職後も同様に遵守させなければならない。

3 貸貸人は、成果品（この契約の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

（業務内容の変更）

第11条 賃借人は、必要があると認めるときは、書面をもって貸貸人に通知し、業務内容を変更し、又は業務の全部若しくは一部を一時中止することができる。この場合において、

賃貸借料金又は賃貸借期間を変更する必要があるときは、賃借人と賃貸人とは協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、賃貸人が損害を受けたときは、賃借人はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、賃借人と賃貸人とは協議して定める。

3 賃借人は、前2項の協議に当たっては、賃貸人からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、賃貸人との間で協議が整わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(履行開始日の延期)

第12条 賃貸人の責めに帰することができない事由により賃貸借期間の始期までに物件を借り受けることができないことが明らかになったときは、賃貸人は、賃借人に対して遅滞なく、その理由を付して履行開始日の延期を求めることができる。この場合において、その延期日数は、賃借人と賃貸人とは協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第13条 業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のため生じた経費は、賃貸人が負担しなければならない。ただし、その損害の発生が賃借人の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 物件の欠陥により賃借人又は第三者に損害を与えたときは、賃貸人がその賠償の責めを負う。

(検査及び引渡し)

第14条 賃貸人は、物件を納入したときは、遅滞なくその旨を賃借人に通知しなければならない。

2 賃借人は、前項の通知を受領したときは、速やかに当該物件を検査するものとし、その検査に合格したときをもって、賃貸人からこの物件の引渡しを受けたものとみなす。

3 賃貸人は、前項の検査の結果補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

(公租公課)

第15条 この物件に係る公租公課は、賃貸人が負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第16条 賃貸人は、第14条第2項の引渡しの後に発見された物件の契約不適合を賃借人の指定する期限までに修補しなければならない。

2 賃借人は、前項の契約不適合の修補に代え、損害賠償の請求をすることができる。

(賃借人の解除権)

第17条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。また、賃借人が自己の都合によりこの契約を解除するときは、書面をもって

賃貸人に通告するものとする。

- (1) 賃貸人の責めに帰すべき事由により賃貸借期間の始期を過ぎても契約を履行しないとき、又は履行の見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、物件の引渡しをすべき期日を過ぎても引渡しを行わないとき、又は引渡しの見込みがないとき。
- (3) この契約の締結又は履行につき不正な行為があったとき。
- (4) この契約の履行に当たり、正当な理由なく、監督職員の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。
- (5) 第6条の規定に違反して賃貸借料債権を譲渡したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に賃貸借料債権を譲渡したとき。
- (8) 賃貸人が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（賃貸人が個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を、賃貸人が法人である場合はその役員、その支店又は常時賃貸借契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 賃貸人が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、賃借人が

賃貸人に対して当該契約の解除を求め、賃貸人がこれに従わなかったとき。

(9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するとき。

(10) 第19条第1項各号の規定に該当するとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、賃借人に損害を生じたときは、賃貸人は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、賃借人と賃貸人とが協議して定めるものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、賃借人は、必要があるときはその既済業務部分に対する契約金額相当額を支払うものとし、支払額は、賃借人と賃貸人とが協議して定めるものとする。

4 第1項後段の規定によりこの契約が解除された場合において、賃貸人に損害を与えたときは、賃借人は、その損害を賠償しなければならない。この場合の損害額は、賃借人と賃貸人とが協議して定めるものとする。

5 第1項前段の規定によりこの契約が解除された場合においては、賃貸人は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

（賃貸人の解除権）

第18条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、この契約を解除することができる。

(1) 第11条第1項の規定により、業務内容を変更したため、頭書の賃貸借料金が3分の2以上減少したとき。

(2) 賃借人が、この契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能となったとき。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第19条 賃貸人が、次の各号のいずれかに該当したときは、賃貸人は、賃借人の請求に基づき、賃貸借料金（この契約締結後、賃貸借料金の変更があった場合は、変更後の賃貸借料金）の10分の1に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、賃貸人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は賃貸人が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が賃貸人に対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当

該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が賃貸人又は賃貸人が構成事業者である事業者団体（以下「賃貸人等」という。）に対して行われたときは、賃貸人等に対する命令で確定したものをいい、賃貸人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、賃貸人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が賃貸人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、賃貸人（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 賃貸人が前項の違約金を賃借人の指定する期間内に支払わないときは、賃貸人は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく率の割合で計算した額の遅延利息を賃借人に支払わなければならない。

3 賃貸人は、契約の履行を理由として、第1項の違約金を免れることができない。

4 第1項の規定は、賃借人に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、賃借人がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（履行遅滞の場合における違約金）

第20条 賃貸人の責めに帰すべき理由により賃貸借期間の始期に物件を借り受けることができない場合においては、賃借人は、延滞違約金の支払を賃貸人に請求することができる。

2 前項の延滞違約金の額は、引渡期限の翌日からこれを完了した遅延日数の賃貸借料相当分に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく率の割合を乗じて計算した額を加算した額とする。

（所有権の譲渡）

第21条 賃貸人は、この契約が賃貸借期間満了により終了したときは、物件を賃借人に無償

譲渡し、物件の所有権を賃借人に移転するものとする。

(保険)

第22条 賃貸人は、契約期間中、賃貸人の負担によりこの物件に対して動産総合保険を付与しなければならない。

(暴力団又は暴力団員等からの不当介入の排除)

第23条 賃貸人は、この契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から不当要求行為や介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、その旨について賃借人に報告するとともに警察署への届出を行わなければならない。

2 賃貸人は、下請負人が不当介入を受けた場合は、賃貸人に速やかに報告するよう下請負人に指示し、その旨について下請負人から報告を受けた場合は、賃借人へ報告するとともに警察署への届出を行わなければならない。

(補則)

第24条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて、賃借人と賃貸人とが協議しこれを定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、賃借人賃貸人記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(賃借人) 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410番地
伊勢崎市
伊勢崎市長 臂 泰 雄 印

(賃貸人)

印